

# ぎふしん I Cカード特約

令和2年4月1日改定

## 1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、I Cチップが付加されたカード（以下「I Cカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約はぎふしんネットキャッシュカード規定（以下「当金庫カード規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

## 2. I Cカードの利用

I Cカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫の I Cカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫の I Cカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫の I Cカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他の取引をする場合

## 3. I Cカードの再発行時における手数料の取扱い

紛失、盗難により再発行する場合には、当金庫店頭備え付け「手数料のご案内」記載の再発行手数料をいただきます。

以上